

# 肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について（続）

金子拓

はしがき

本稿は、本紀要前号に発表した「肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について」(以下前稿と呼ぶ)の続稿である。

九州大学附属図書館付設記録史料館九州文化史資料部門所蔵『阿部氏家蔵豊太閣朱印写』(宇土細川家文書所収、以下阿部本と呼ぶ)の下冊について、前稿と同様の体裁により翻刻紹介する。くわえて、加藤家改易後、家伝文書がどのような経緯により伝来したのかという問題について、前稿発表以降管見に入った史料をもとに再検討する。さらにこの検討を前提に、清正宛秀吉朱印状をおもに収める写伝文書集、および『清正記』など清正伝記の史料的人格や成立時期、編纂経緯についても、若干の考察をおこないたい。

## 一 肥後加藤家改易後の文書の伝来

前稿では、阿部本が主として豊臣秀吉・秀次朱印状から成る加藤清正の受給文書集であることを明らかにし、写本の史料的人格を考えると、徳川義宣・水野勝之・福田正秀氏らの研究によりながら、肥後加藤家改易後の家伝文書伝来について、次のように推測した。

加藤家改易後、清正息女瑤林院の縁で紀伊徳川家が加藤家の文書な

どをいったん預かった。その後万治年間頃、徳川家では、忠広息女を同家の関係者として旗本阿倍家に嫁入りさせ、その縁で徳川家が預かっていた什物の一部や加藤家文書中の秀吉・秀次朱印状の大半が譲られた。(前稿二―三頁)

前稿発表後、水野・福田両氏より、加藤家重臣加藤平左衛門家の伝来文書についてご教示を賜った。<sup>(2)</sup>加藤平左衛門正茂は、万奉行として清正・忠広二代にわたり仕えた人物である。正茂の嫡子兵庫正之は、加藤家改易のしばらくのち久世家(関宿藩)に仕えた。現在同家の伝来文書は「加藤家文書」として茨城県境町歴史民俗資料館が所蔵している<sup>(3)</sup>(中村正己氏旧蔵)。主家である(肥後)加藤家文書との混乱を避けるため、以下これらを関宿加藤家文書と呼ぶ。

関宿加藤家文書中にあるA「柏原後改加藤家系」・B「加藤又五郎由緒書」・C「加藤肥後守清正公御家系」三点の系図・由緒書から、次のようなことがわかる。

忠広が庄内に移されたのち、加藤家の「諸道具」は公儀の没収を免れたため、正茂と田寺勝兵衛の加藤家臣ふたりが預り、清正の菩提寺京都本圀寺の境内に蔵を建て、肥後から移し保管した。正茂は寛永十六年(一六三九)に京都で没した(Aの正茂譜伝・B)。

忠広逝去時、沼田(真田家)に預けられていた遺児は息女(お亀の方、

のち献珠院)一人だったため、諸道具の扱いについて正茂嫡子正之と勝兵衛が公儀に問い合わせたところ、彼女に相続させる許可が下りた。その後明暦三年(一六五七)三月二十九日にお亀の方が赦免され、正之は嫡子忠左衛門正満と一緒に彼女のお供をして沼田から江戸まで送り届けた。彼女は「紀州大御前」(清正息女・頼宣室瑤林院)が公儀へ願い出、紀州藩邸へ引き取られた(Aの正之譜伝・B)。

その後お亀の方は、紀州藩家老渡辺若狭守の養女として幕府旗本阿倍四郎五郎に嫁入りし、諸道具の多くは阿倍家へ移った(B・C)。

Aは関宿加藤家の系図(元姓柏原)、Bは宝暦十一年(一七六一)子孫正映が作成した由緒書、Cは主家加藤家の系図と、いずれも後世に成立した二次的な史料である。しかし、前稿において推論の根拠とした史料や、加藤家の文書が実際紀州徳川家・阿倍家に伝来していたという事実と符合するので、これらに記されている内容を疑う必要はなからう。

紀州徳川家が文書を預かった事情が瑤林院の直接の縁ではなく、「諸道具」を相続したお亀の方を預かったことによるなど、若干の修正は必要だが、前稿における推論をこれら史料によりほぼ裏づけることができた。

さらにAからCの史料により、加藤家の「諸道具」が一時京都本圀寺に保管されていたことや、相続の経緯、お亀の方が阿倍家へ嫁入りした経緯など、具体的ながら明らかになった。

「諸道具」に文書が含まれるのかどうか問題になるかもしれないが、前稿で論じたように、実際紀州徳川家と阿倍家に文書が分散して所蔵されていたわけなので、含まれていたと考えるのが自然だろう。もちろん、紀州家伝来分、および阿部本から知られるのは文書のうちでも秀吉・秀次朱印状のみであるから、その他歴大に残されていたであろう清正・忠広らの受給文書全体がどのように扱われたのかは別に検討しなければ

ならない大きな問題である。現在のところ、この問題を考えるための手ごかりは皆無に等しい。

## 二 写伝文書集と『清正記』

本章では、清正宛秀吉朱印状を収めた写伝文書集と、同様の文書を収めた『清正記』など清正の伝記が、いかなる時点でいかにして編纂成立したのかという問題を、阿部本の検討や前章での加藤家文書伝来経緯などを踏まえて、可能なかぎり考えてみたい。まず行論の都合から、現在把握されている阿部本収録文書以外の清正宛秀吉朱印状を表二にまとめる。過半が紀州徳川家旧蔵(現在大部分が天理大学附属天理図書館所蔵)文書である。

清正宛秀吉朱印状を収めた写伝文書集として知られているのは、史料編纂所架蔵の謄写本『加藤文書』である。三鬼清一郎氏による『豊臣秀吉文書目録』にも、ここから採られている文書がいくつか見られる。実は、『加藤文書』とほぼおなじ内容・構成の写伝文書集がほかにも確認されるほか、これらは『清正記』など伝記の収録文書の多くと重複している。『清正記』などの成立を考えるうえで、写伝文書集(およびその収録文書)の検討は有効なのである。

管見に入り調査することのできた写伝文書集は、『加藤文書』を含め八点ある。以下簡単に書誌情報をまとめる。原形態不明の⑤を除き、いずれも袋綴冊子である。

### ①『加藤文書』(史料編纂所架蔵謄写本、相馬誠胤氏所蔵)

内題「秀吉公賜清正御感状写」。二十九点の清正宛秀吉朱印状と、清正宛徳川家康判物一点の計三十点を収める。末尾に「是者魚住道庵唱承書留之候」という記事と、漢文体の秀吉顕彰記事がある。

### ②『加藤清正感状記』(鳥原松平文庫所蔵、史料編纂所に謄写本・写真帳

表二 阿部本収録分以外の清正宛秀吉朱印状

番号	年次	日付	署名	宛所	冒頭	三鬼	尊	天	紀	備考
1	天正8年	9月19日	秀吉(花押)	加藤虎	以神東郡内百式十石令扶助候	6		1	○	
2	天正11年	8月朔日	秀吉(花押)	加藤虎介	知行分所々々目録事	16		2	○	
3	天正11年	8月朔日	秀吉(花押)	加藤虎介	江州城州河州於三ヶ国之内	16		3	○	
4	天正13年	9月1日	朱印(秀吉)	加藤虎介	為替地於摂州豊嶋郡之内	32		4	○	
5	天正14年	正月6日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	播磨国多喜郡里村内四百石	39		5	○	
6	天正15年	10月2日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	丹波国多喜郡里村内四百石	47		6	○	
7	(天正16年)	閏5月15日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	其方事万精を大御用にも可能立	49		7	○	
8	天正16年	9月17日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	河州讃良郡中かいと村之内	52		8	○	
9	(天正17年)	11月21日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	書状被加御披見候、志岐城為成敗	54		9	○	
10	(天正17年)	12月5日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	志岐城落居之様子	55		10	○	
11	(天正17年)	12月19日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	天草伊豆守居所本渡之城	55		11	○	
12	(天正20年)	4月28日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去廿一日書状今日廿八於名護屋	79		12	○	
13	(天正20年)	4月28日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰遣候、於京都被思食候ハ	79		13	○	
14	(天正20年)	7月2日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	六月朔日之書状今日二日	82		14	○	
15	(天正20年)	9月22日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	七月廿三日書状九月廿一日於京都	83		15	○	勝加藤文書は9/23付
16	(天正20年)	11月10日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	其表之儀条々被仰合	84		16	○	
17	(文祿4年)	卯月12日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	先度虎御用由	102		17	○	拾玉雜録
18	(文祿2年)	卯月17日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	三月四日之書状加御披見候	89		18	○	
19	文祿3年	12月2日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	河内国讃良郡中かいと之内	101		19	○	
20	(文祿2年)	6月2日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	永々在陣辛勞候	91		20	○	
21		12月晦日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為歳暮祝儀差越使者、殊白鳥	160		21	○	
22	天正9年	6月29日	秀吉御判	加藤虎之助	因轄国取鳥城為可責崩	6				要検討
23	(天正10年)	3月18日	秀吉御判	加藤虎之助	天正十年三月十七日備中国	7				要検討
24	(天正10年)	6月13日	秀吉御判	加藤虎之助	武勇こゝろかけもの	8				要検討
25	(天正11年)	正月29日	秀吉御判	加藤虎之助	瀧川左近為可謀伐令出馬	11				
26	天正11年	5月11日	秀吉御判	加藤虎之助	今度信孝对秀吉及鉾権	15				
27	(天正20年)	4月29日	秀吉御朱印	加藤主計頭	三月七日之書状被加上覽候	79				
28	(天正20年)	5月朔日	秀吉御朱印	加藤主計頭	四月十一日之書状及上覽候	79				
29	(天正20年)	5月16日	秀吉御朱印	加藤主計頭	去二日高麗之都落去注進之状	79			○	名護屋城博物館所蔵
30	(天正20年)	11月14日	秀吉御朱印	加藤主計頭	七月廿五日之書状被加御披見候	85				
31	(文祿2年)	3月23日	秀吉御朱印	加藤主計頭	今度牧使が居城晋州惣軍勢	89				要検討
32	(慶長3年)	3月23日	秀吉御朱印	加藤主計頭	先書如被仰遣、其方事今度畠山表江	113				
33	天正16年	閏5月15日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	於肥後国領知方、都合拾九万	51				富山市郷土博物館所蔵
34	(文祿2年)	5月17日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	其方手前御威米事、朝鮮為御兵糧	126				下川文書
35	天正13年	3月19日	秀吉(花押)	加藤虎介	河内国錦郡内字礼志村錦郡村	31			○	名古屋博物館所蔵
36	天正20年	卯月26日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	提 高麗國中			19		
37	(天正20年)	6月2日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰出候、今度之出船二	80				大石筆太郎氏所蔵文書
38	(天正16年)	4月10日	秀吉朱印	加藤主計頭	覚、一、陸奥守事、对殿下数度逆意を	49				三鬼目録は4/14付 要検討

阿部本未収録の清正宛秀吉文書の基本データは、曾根勇二氏のご教示による

三鬼：三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』の所載頁

尊：尊経閣文庫の整理番号

天：『天理図書館善本叢書 古文書集』（八木書店）の文書番号

紀：史料編纂所架蔵影写本『紀伊徳川文書』所収の有無

- 架蔵)
- 二十九点の秀吉文書、一点の家康文書を収める。松平忠房(元禄十三年一七〇〇没) 収集。
- ③『加藤清正感状写』(史料編纂所架蔵贈写本、渡辺翠峰氏所蔵)  
三十点の秀吉文書、一点の家康文書を収める。
- ④『秀吉公賜清正御感状写』(史料編纂所架蔵写本『諸将感状下知状并諸士状写』三)  
原表紙外題「感状記 三」。三十点の秀吉文書、一点の家康文書を収める。末尾に①と同様の記事二点あり。
- ⑤外題なし(国文学研究資料館所蔵和歌山本居家旧蔵紀伊統風土記編纂史料『藩中古文書』二所収、成田弥三右衛門蔵)  
原形態不明。三十点の秀吉文書、一点の家康文書を収める。
- ⑥『秀吉朱印状写』(関宿加藤家文書所収)  
二十二点の秀吉文書を収める。後欠。
- ⑦『秀吉感状并朱印状』(宮内庁書陵部所蔵、新井白石旧蔵本)  
三十二点の秀吉文書を収める。
- ⑧『秀吉公ヨリ清正江之御感状付覚書』(史料編纂所架蔵写真帳森本文書所収)  
三十点の秀吉文書、一点の家康文書を収める。その他「覚書高麗へ被指越候人数(組合之覚)」一点を収める。この一部は①④に収める「魚住道庵覚書」と同一である。「寛文十一年(一六七二)十月晦日二書之ト有之、天和三年(一六八三)癸亥六月朔日又書之」の奥書あり。『肥後古記集覽』巻八所収「魚住道庵覚書」(本書無題号今仮作題号)はこの写しか。上記奥書にくわえ宝暦六年(二七五六)・文政五年(一八二二)の書写奥書あり。
- このほか、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『加藤清正感状』一冊

(明和二年写)・尊経閣文庫所蔵『清正感状之写』一冊・天理図書館古義堂文庫所蔵『秀吉公ヨリ加藤主計頭清正感状』一冊(享保十五年写)も右八点の類本である可能性が高いが、未調査である<sup>(6)</sup>。

次に秀吉朱印状を収める清正伝記三点を挙げる。

I 『清正記』(三卷、続群書類従巻六五二上・合戦部所収)

成立年未詳。古橋左衛門尉又玄著。又玄による肥後本妙寺への奉納本が原本か。三十五点の収録文書中秀吉文書は二十五点。

II 『続撰清正記』

加藤家旧臣和田利重(慶長九年一六〇四生)が、すでに板行されていた『清正記』の誤りを正す意図で、寛文四年(一六六四)に著す<sup>(7)</sup>。

『清正記』のうち容認できる部分はそのまま残し、誤りの部分のみ新たに書き改めるといって体裁をとる。

III 『清正行状』(続群書類従巻六五三・合戦部所収)

元文元年(一七三六)の本妙寺への奉納奥書あり(森本儀太夫一瑞)。

Iとくらべ、天正十七年の天草攻めに関する秀吉朱印状などがなく、

慶長五年の九州をめぐる大友氏らとの戦いに関する書状(細川家家臣

松井・有吉氏関係)が大幅に増補されている。

①の『加藤文書』を軸に、写伝文書集収録文書の有無・順番、尊経閣文庫・天理図書館など原本の残る文書との関係、阿部本との関係などをまとめたのが、表三である。

表三を見るとわかるように、初期虎之助時代の要検討文書を含め、写伝文書集・伝記の収録文書構成はおおよそ一致する。両者は深い関係にあるといえる。写伝文書集だけ見れば、順番が前後したり、一部脱落が見られる写本があるが、おおよそ同類とみなしていいだろう。

原本の伝存する文書について、原本と写伝文書集・『清正記』の写しを相互に比較してみる。天理図書館所蔵の(天正十六年)閏五月十五日

付朱印状(表二―七)を例にとる。

原本前半は、「其方事万精を入、御用ニも罷立与被思召付而、於肥後国領知方一廉被作拜領、隈本在城儀被 仰付候条、相守御法度旨、諸事可申付候、於令油断者、可為曲事候、就其陸奥守事」とある。『加藤文書』のこの部分は、「其方事万精を入、御用ニ茂可罷立与被思召付、於肥後国領知方一廉被成拜領、隈本在城之儀被 仰付候之条、相守御法度、諸事可申付候、油断候ハ、可為越度候、就其而陸奥守事」となっている。傍線部が原本と異なる部分である。

用字の違い(作と成、之の有無)などの細かな点は別にして、後半に大きく違う箇所がある。「於令油断者」と「油断候ハ」、「曲事」と「越度」である。写伝文書集のなかには「越度」が原本同様「曲事」となっているものもあるが(②⑧)、「油断候ハ、」はすべておなじである。

いっぽう『清正記』は、「其方事万精を入、一廉御用ニも可罷立与被思召付而、於肥後国領知方一廉被成拜領、隈本在城之儀被 仰付候条、相守御法度之旨、諸事可申付候、※然者陸奥守事」となっている。前半に「一廉」の語が入っていること(写本により「一稜」とも)、※印の箇所にあるべき「於令油断者、可為曲事候」が脱落していること、「就其」が「然者」になっていることなどが目立った違いである。とくに脱落部分は大きく、原本をもとに『清正記』がこれを取め、そこから文書のみを抄出した写伝文書集が成立したという流れは想定しにくいことになる。原本から、何らかの方針のもと文書を選別して編んだ写伝文書集が作られ、それらを材料のひとつに伝記が編まれたという流れを想定できる。

逆にここから、天理図書館に原本があり、写伝文書集にも取められているにもかかわらず、『清正記』に見られない文書の存在が、『清正記』の材料を考えるうえでポイントになるといえる。そうした文書は八点存

表三 「加藤文書」および写伝文書集収録文書

年次	日付	発給者	宛所	冒頭	阿	原	清	行	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
1	天正9年	6月29日	秀吉	加藤虎之助	因幡国取島城為可責崩		△	○	○	1	1	1	1	1	1	1	
2	(天正10年)	3月18日	秀吉	加藤虎之助	天正十年三月十七日備中国		△	○	○	2	2	2	2	2	2	2	
3	(天正10年)	6月13日	秀吉	加藤虎之助	武勇こゝろかけもの		△	○	○	3	3	3	3	3	3	3	
4	(天正11年)	正月29日	秀吉	加藤虎之助	瀧川左近為可孫俊令出馬		△	○	○	4	4	4	4	4	4	4	
5	天正11年	5月11日	秀吉	加藤虎之助	今度信孝对秀吉及鉾箱		△	○	○	5	5	5	5	5	5	5	
6	(天正16年)	閏5月15日	秀吉	加藤主計頭	其方事万籍を入御用二も可能立		△	○	○	6	6	6	6	6	6	6	
7	(天正17年)	11月21日	秀吉	加藤主計頭	書状被加御被見候、志岐城為成敗		天	○	○	7	7	7	7	7	7	7	
8	(天正17年)	12月5日	秀吉	加藤主計頭	志岐城落居之様子		天	○	○	9	8	8	8	8	8	8	
9	(天正17年)	12月19日	秀吉	加藤主計頭	天草伊豆守居所本渡城		天	○	○	8	9	8	8	8	8	8	
10	(天正18年)	3月29日	秀吉	加藤主計頭	兼而築筆候、中納言山中城江	F45	名	○	○	10	10	10	10	10	10	10	
11	(天正18年)	4月8日	秀吉	加藤主計頭	此表様子為可聞届飛脚	F50		○	○	11	11	11	11	11	11	11	
12	(天正18年)	卯月12日	秀吉	加藤主計頭	去月廿一日之書状并唐織之袴	F41		○	○	12	12	12	12	12	12	12	
13	(天正18年)	5月13日	秀吉	加藤主計頭	為端陽祝儀生絹帷子五	F49		○	○	13	13	13	13	13	13	13	
14	(天正18年)	6月7日	秀吉	加藤主計頭	去月六日之書状十三日被加御被見候	F44		○	○	14	14	14	14	14	14	14	
15	(天正18年)	7月12日	秀吉	加藤主計頭	急度被仰遣候、昨日十一日北条氏政	F48		○	○	15	15	15	15	15	15	15	
16	(天正20年)	3月8日	秀吉	加藤主計頭	今度唐入付而	上26	尊			16	16	16	16	16	16	16	
17	(天正20年)	4月29日	秀吉	加藤主計頭	三月七日之書状被加上覽候			○	○	17	17	17	17	17	17	17	
18	(天正20年)	5月朔日	秀吉	加藤主計頭	四月十一日之書状及上覽候			○	○	19	18	18	18	18	18	18	
19	(天正20年)	5月16日	秀吉	加藤主計頭	去二日高麗之都落去注進之状		護			18	19	19	18	17	22	18	
20	(天正20年)	11月14日	秀吉	加藤主計頭	七月廿五日之書状被加御被見候			○	○	20	22	20	20	19	20	20	
21	(文祿2年)	3月23日	秀吉	加藤主計頭	今度牧使か居城普州惣軍勢		△	○	○	28	21	28	20	28	27	27	
22	(文祿2年)	卯月17日	秀吉	加藤主計頭	三月四日之書状加御被見候		天			21	24	22	21	23	21	21	
23	(天正20年)	9月22日	秀吉	加藤主計頭	七月廿三日之書状九月廿一日於京都		天			22	20	23	22	21	24	22	
24	(天正20年)	11月10日	秀吉	加藤主計頭	其表之儀条々被仰遣候		天			23	21	24	23	25	23	23	
25	(文祿4年)	正月16日	秀吉	加藤主計頭	德被仰遣候、一當年働之儀	上49				24	23	25	24	26	24	23	
26	(慶長3年)	正月22日	秀吉	加藤主計頭	今度蔚山表へ大明人	上27		○	○	26	25	27	26	28	26	25	
27	(慶長3年)	正月25日	秀吉	加藤主計頭	今度蔚山へ敵取話候趣	上45	德			29	26	28	30	30	30	29	
28	(慶長3年)	3月23日	秀吉	加藤主計頭	先書如被仰遣、方事今度蔚山表江			○	○	27	27	29	27	21	27	26	
29	(天正20年)	4月28日	秀吉	加藤主計頭	急度被仰遣候、於京都被思召候ハ		天			28	30	30	29	29	29	28	
30	慶長5年	8月12日	家康	加藤主計頭	雖今度上方鉾箱候			○		30	31	31	31		31	30	
※	「加藤文書」未収録文書	(ただし他の写伝文書集に収められている分)															
31	(文祿4年)	卯月12日	秀吉	加藤主計頭	先度虎御用由		天			25	29	26	25		27	25	24
32	天正20年	正月日	秀吉		禁制 高麗国	上1	尊								31		
33	天正20年	正月日	秀吉		定、一、軍勢於味方地	下1	尊								32		

阿：阿部本（前稿所収表一）の番号

原：原本の所在（天=天理図書館、名=名古屋博物館、尊=尊経閣文庫、護=名護屋城博物館、徳=徳川美術館、△=要検討）

清：『清正記』所収の有無 行：『清正行状』所収の有無

丸数字（本文にて紹介した写伝文書番号に対応、数字は文書の掲載順）

②島原松平文庫蔵「加藤清正感状記」、③渡辺翠峰氏蔵「加藤清正感状写」、④史料編纂所蔵「諸将感状下知状写」三、⑤紀伊統風土記編纂史料「藩中古文書」所収、⑥関宿加藤家文書「秀吉朱印状写」、⑦宮内庁書院部蔵「秀吉感状并朱印状」、⑧森本文書「秀吉ヨリ清正江之御感状付覚書」、⑨=⑧の写本「魚住道庵覚書」

在し、すべて唐人関係文書である。つまり唐人りの部分は写伝文書集以外の材料によって編述された可能性がある。

次に写伝文書集のみに絞って検討する。このなかで比較的良質だと思われるのは、⑦の書陵部本である。他の写本が二十九ないし三十点の秀吉文書を収めるのに対し、三十二点を収めていることと、テキストも原本に比較的近い。二点多いのは、表一—1・52の禁制・定書を収めているゆえである。この二点はいずれも清正への宛名がない文書であるため、書写の過程でふり落とされ、三十点が残ったのかもしれない。

紙幅の都合で詳細な検討結果を示すことができないが、いままで①の『加藤文書』を出典として知られている秀吉朱印状については、⑦の書陵部本なども参照して用いたほうがいいと思われる（表一の11・15・17・18・20・21・25・26・28）。

では写伝文書集はいつ頃成立したのだろうか。これより後に成ったと推測した『清正記』は、遅くとも寛文四年には成立していた。写伝文書集はそれ以前ということになる。また、表三からわかるように、阿部本収録文書（阿倍家旧蔵）および天理図書館に原本がある文書（紀州徳川家旧蔵）がともに収められていることから、加藤家の文書が紀州家と阿倍家に分かれる前、すなわちお龜の方が阿倍家に嫁ぐ以前に編まれたとみてよい。

前章で述べたように、加藤家改易後の寛永九年（一六三二）から、お龜の方が赦免される明暦四年（一六五八）まで、加藤家の「諸道具」が本関寺にあったことを考えれば、その時期に、「諸道具」を直接見ることでできた加藤家旧臣によって編まれたという可能性がひとつ浮かんでくる。

このことについて注目したいのは、「加藤半斎正弘清正一代武功略記」なる史料の存在である。加藤半斎正弘とは、平左衛門正茂の三男（兵庫

正之の末弟)にあたる。彼は庄内に流された忠広に従い、承応二年(一六五三)の忠広逝去まで側に仕え、忠広没後江戸・京都で暮らした。

『本国寺宝蔵目録』上(史料編纂所架蔵謄写本、享保十年撰)中に、清正が朝鮮で用いた南無妙法蓮華經の七字題目を記した白地・黒地の軍旗二流があげられ、そこに「加藤半斎正弘清正一代武功略記」の記事が引用されている。『清正記』にも似た記事があり、比較すると、「武功略記」のほうが簡潔で、漢字主体で記されている。右目録によれば、「武功略記」は本圀寺塔頭勸持院にあるとされているが、現在の伝来は未詳である。またこのような題をもつ史料(清正伝記)も、これまでの研究ではまったく触れられていない。

このような断片的な史料からあえて仮説を立てれば、加藤平左衛門家を中心とした加藤家旧臣により、本圀寺にあった文書を用いて清正宛秀吉文書集が編まれ、それを柱に「清正一代武功略記」なる清正伝記が編述され、その後『清正記』へと発展したのではあるまいか。

本稿は史料紹介も大きな目的のひとつであるため、論述にさく紙幅にかぎりがあり、論証を尽くせない部分が少ない部分があつた。また、秀吉朱印状以外の加藤家文書の伝来、写伝文書集に収められた要検討文書の検討、「清正一代武功略記」の所在調査と内容検討、未調査の写伝文書集の調査、写伝文書集や清正伝記が編まれた社会的背景の検討など、残された課題はあまりに多い。今後の研究課題としたい。

〔註〕

(1) 「写伝文書集」という用語は、羽下徳彦・阿部洋輔・金子達編『歴代古案』第五(統群書類従完成会、二〇〇二年)所収の同書解題による。ここでは「江戸時代になって、何らかの歴史認識の契機を以て中世の文書を書写し、集成して、後世に伝えようとしたもの」と定義されている。

(2) 福田正秀・水野勝之「加藤清正の妻子」(『熊本城』復刊七一号、二〇〇八年)。

(3) 『境町史資料目録』五(境町史編さん委員会編、一九九八年)の「中村正己家文書」中に細目録が掲載されている。

(4) この間加藤正之・田寺勝兵衛らが幕府に対して息女の救免、諸道具の相続を願い入れた口上書が関宿加藤家文書中にいくつか収められている。

(5) ただし『徳川実紀』では救免の年を明暦四年三月二十九日としている。同記が記す將軍家仏事と恩赦の関係(明暦四年正月十九日に秀忠の二十七回忌が営まれている)からすれば、関宿加藤家の記録が誤っていると考えられる。

(6) 以上写本の所在情報は、国文学研究資料館「日本古典籍総合目録」データベースに多くを負っている。

(7) 森山恒雄「加藤清正伝記『統撰清正記』の成立とその追加集の紹介(一)」(『熊本大学教育学部紀要』人文科学四二号、一九九三年)。

(8) 関宿加藤家文書「柏原後改加藤家系」、『大泉紀年』(『鶴岡市史資料篇 庄内史料集四』承応二年条)。

(付記) 本稿は、科学研究費・基盤研究(C)「信長記」諸本の史料学的研究(二〇〇七〜二〇〇九年度・課題番号一九五二〇五五七・研究代表者著者)、同基盤研究(S)「史料デジタル収集の体系化に基づく歴史オンтоロジー構築の研究」(二〇〇八年度・課題番号二〇二二二〇〇一・研究代表者林譲)による成果の一部である。また成稿にあたり、二度にわたり豊臣秀吉関係文書研究会で口頭報告の機会をあたえていただき、来会諸兄姉から貴重なご意見を賜った。あつく感謝申し上げたい。

(追記) 本稿校正中、天理図書館吉田文庫中に清正宛秀吉朱印状を取めた写伝文書集があることを知った(吉一三一二六『豊臣秀吉公感状』一冊、成立年未詳)。三十二点の秀吉文書、一点の家康文書を取め、本文も本稿で検討した書陵部本に近く、注目されるが、詳細な検討は後日を期したい。

【翻刻篇】

《凡例》(前稿参照)

(表紙外題)「阿部氏家藏豊太閣朱印写」〔(挿消)〕

(内題)「阿倍氏家藏豊太閣朱印写 秀次附」

「上野文庫」印・印文未詳印

一 豊臣秀吉定書写

定

一、軍勢於味方地乱妨狼藉輩可為一錢切事、

一、於陣取火を出す族有之者、其ものをからめとり可出之、自然逐電せしめは、其主人可為曲言事、

一、薪・ぬか・わら(本々)・さうし以下、亭主(あひ脱)にことわり可取之事、

右条々、若於違犯輩有之者、忽可被処嚴科者也、

天正廿年正月日朱印

○原本尊経閣文庫蔵。ただし尊経閣文庫には同じ内容の原本が三点あり、それぞれ若干言葉づかい、用字の異同がある。ここではもともと本文書に近い一四号文書によって対校した。阿部四郎五郎所持文書(国立公文書館内閣文庫蔵)に写を収める。

二 豊臣秀吉定書写

定

一、奉公人、侍・中間・小者・あらし子(あらしこ)に至迄、去七月奥州江御加勢(江御加勢)より以後、新儀に町人百姓三成候者有之者、其町中地下人として相改(切脱)、おくへからず、若かくし置(置)付てハ、其一町一在所可被加御成敗事、

一、在々百姓等田畑を打捨、或あきなひ、或賃仕事(賃仕事)罷出輩有之者、其もの、事ハ不及申、地下中可為御成敗、并奉公をも不仕、田畑をもつ

くらさるもの、代官給人として堅相改、をくへからず、若於無其沙汰者、給人過意にハ、其在所めしあけらるへし、為町人百姓隠置者、其一郷同一町可為曲言事、

一、侍・小者(小者)よらず、其主にいとまを不乞罷出輩、一切か、へへからず、能々相改、請人をして可置事、但右者主人有之而、於相届者(届)事

候条、搦取、前之主の所江相わたすへし、若此御法度を相背、自然其者にかし候に付てハ、其一人の代に三人首をさらせ、相手の所へあひ

わたさせらるへし、三人の人代不申付においてハ、不被及是非候条、

其主人を可被加御成敗事、

右条々、所被定置如件、

天正十九年八月廿一日朱印

○原本尊経閣文庫蔵。

三 豊臣秀吉朱印状写

条々

条々

一、諸国百姓等、刀・わきさし・弓・やり・てつはう、其外武器のたくひ所持候事、堅御停止候、其子細ハ、不入道具相たくはへ、年貢所当

を難洪せしめ、一揆を企、自然旅人(旅人)に対し非儀之働(働)をなす族、勿論御成敗あるへし、然者其所の田畑令不作、知行ついに成候間、其国主・

給人・代官等として、右武器悉取あつめ、可致進上事、

一、右取をかるへき刀・わきさし、ついゑにさせらるへき儀にあらず、

今度大仏建立候、釘かすかいに被仰付へし、然者今生士之儀ハ不及申、

来世迄も百姓相たすかる儀に候事、

一、百姓ハ農具さへもち、耕作を専に仕候得者、子々孫々迄長久に候、

百姓御あわれみ被思、如此被仰出候、寔国土安全万民快樂之基也、異

国にてハ唐堯のそのかミ、天下を令鎮撫、宝剑利刀を農器に用も、本

朝にてはためしあるへからず、此旨を守り、各其趣を存知、百姓ハ農業を情に入へき事、右道具急度可致進上、不可油断候也、

天正拾六年七月日朱印

○原本尊経閣文庫蔵。

四 豊臣秀吉定書写

定

一、諸国於海上賊船之儀、堅被成御停止之処、今度備後・伊与両国之間、伊津喜嶋にて盜船仕之族有之由被聞召、曲事ニ思食事、

一、国々浦々船頭獵師いづれも舟つかひ候者、其所之地頭代官として速相改、向後聊以海賊仕ましき由、誓紙申付、連判をさせ、其国主とりあつめ、可申上事、

一、自今以後給人領主致油断、海賊之輩於在之者、被加御成敗、曲事之在所知行以下末代可被召上事、  
右条々、堅可申付、若違背之輩於在之者、忽可被処罪科者也、

天正十六年七月八日朱印

○原本尊経閣文庫蔵。

五 豊臣秀吉朱印状写

陸奥守前後悪逆事、

一、天正十二年、柴田殿下へたいし謀叛あひかまへ、江州北郡よご表へ乱入いたし候ニ付て、関白殿自身かけつけさせられ切崩、其足ニ而越前北庄被作討果いたる処、陸奥守柴田令同意、越中ニ在之加賀国かな沢城、佐久間玄蕃居城、柴田相果候ニより、明退候処、むつの守金沢城懸入、相踏候間、従越前直ニ被出御馬、従金沢城被作取巻候処、あたまをそり、可被作刎首仕候て、走入候間、かうへをも

はねさせられず如先々越中一國被下、飛驒國取次まで被仰付候事、

一、天正十三年に、信雄尾張ニ先々不相届働之刻、彼むつの守又候哉、人質を相捨、別儀をいたし、加賀国はしへ令乱入、城々をこしらへ候

条、則被出御馬、其城討させられ、越中陸奥守居城へも山城被作取巻候処、又候哉、陸奥守あたまをそり、走入候之条、あわれに思召、不被作刎首、城をうけとらせられ、越中半國被下、女子をつれ、在大坂有之候ニ付て、不便に被思召、津の國のせ郡一織ニ女子為堪忍分被下、剩位を公家ニ迄被仰付候事、

一、つくし御成敗、天正十五年、殿下被出御馬、一篇ニ被仰付候刻、陸奥守信長御時、武者の覚かいらきかましきと人の申なし、殿下にも見およはせられ、つくしの内肥後国よき国にて候間、一円被仰付、兵糧鉄砲玉葉以下迄城々へいれさせられ、普請等まで被仰付、陸奥守ニ被下候事、

一、御開陣之刻、国人くまもと（熊本）の城主・宇土城主・小代之城主かうへ（頭）を被免、堪忍分迄被下、城主女子共ニ大坂へ被召連、国ニやまひ（病）のなき様ニ被仰付、其外ニ殊ニ二人を人質を被召置、女子共陸奥守有之在限本ニ被仰付候処、国人隈部但馬、豊後と令一味、日来無如在者ニ趣候間、本知之事者不及申、新知一倍被下置之処へ、大坂へ一往之御届不申、陸奥守取返候ニ付て、くまへあたまをそり、陸奥守所へ走り入り候処、其子式部大輔親（親）につれ候て、山賀の城江引入有之、国人并一揆をおこし、くまもとへ取懸候て、陸奥守難儀ニおよひ候間、小早川・龍造寺・立花左近を始被仰付、くまもとへ通路、城へ兵糧入させられ候得共、はか不行ニ付て、毛利右馬頭被仰付、天正十六年正月中旬、寒天時分如何雖被思召候、右人数被仰付、肥後一國平均罷成候事、

一、右之曲事条々雖有之、其儀をかへりみさせられず、肥後國被仰付候に、月を一ヶ月とも不相立、國に乱をいてかし候儀、併殿下迄被失御



面目候間、御札明不被遂、陸奥守ニ腹をさらせらるへきと被思召候得共、人の申成も有之かと被思召、浅野彈正忠・生駒雅楽・蜂須賀阿波守・戸田民部少輔・福嶋左衛門大夫・毛利壱岐守・加藤主計頭・黒田勘解由・小西撰津守被仰付、右之者共人数二三分召連、肥後国江為上使被遣、隈本ニ有之陸奥守をハ曲事ニ被思召候間、先八代へ被遣、国もの共をハ患不忠をわけ、悉可刎首仕被仰遣候処、又候哉、陸奥守上使にも不相構、大坂へこし候間、如一書条々曲事者ニ候条、尼崎ニ追籠、番之者を被付置、つくしへ被遣候、上使共婦次第、各国の者共成敗之仕様をも被聞召、其上ニ而陸奥守をは国をはらハせられ候歟、又ハ腹を切せられ候歟、二ヶ条ニ一ヶ条可被仰出と被思召候処、肥後事ハ不及申、九州悉相静、国人千余刎首、其内ニ而大將分百計大坂へもたせ上候、然を喧嘩の相手国之もの共刎首、陸奥守あひたすけられ候人を殿下御紛かと国々の者共存候へ者、如何被思召候条、不便ながら閏五月十四日、陸奥守ニ腹をさらせられ候事、

一、陸奥守肥後ニ有之者共曲事ニあらず候条、其ぶんく<sup>(分々)</sup>に知行可被下候間、くまもとに堪忍可仕事、

以上

壬五月十四日朱印

加藤主計頭とのへ

小西撰津守とのへ

○※贍・榊原家所蔵文書坤。双方写本ということもあり、仮名づかいの異同については煩雑になるため省略した。

六 豊臣秀吉朱印状写

於肥後国領知方目録

八代十三人衆

- 一、三拾石 村山越前守
- 一、五拾石 奥野越前守
- 一、三拾石 東四郎左衛門<sup>(附説)</sup>
- 一、四拾五石 箕田出雲守
- 一、五拾石 松木左馬頭
- 一、五拾石 東織部
- 一、三拾石 東飛騨守
- 一、式拾石 宮原内記
- 一、五拾石 箕田紀伊助
- 一、式拾石 東縫殿助
- 一、式拾石 東主馬
- 一、百式拾石 箕田信濃入道
- 一、式百石 宮原縫殿助
- 一、百七拾石 高橋駿河守
- 合八百九拾石
- 同三十人衆
- 一、三拾五石 山崎内蔵助<sup>(巻)</sup>
- 一、三拾五石 山北太郎右衛門<sup>(附説)</sup>
- 一、三拾五石 東源兵衛
- 一、四拾石 小田左京亮
- 一、式拾五石 西越中守
- 一、式拾五石 東太郎次郎
- 一、式拾五石 村山大舎人<sup>(附説)</sup>
- 一、式拾五石 高橋源右衛門<sup>(附説)</sup>
- 一、四拾五石 雜原弥左衛門<sup>(附説)</sup>
- 一、式拾石 東小太郎

一、七拾石 桑原作右衛門〔尉〕

一、三拾石 簗田四郎右衛門〔尉〕

一、貳拾石 田浦甚五郎

一、貳拾石 高橋玄蕃

一、三拾石〔參〕 蘭田外記亮

一、貳拾石 東市右衛門〔尉〕

一、三拾石 宮原喜三

一、六拾五石 東主計

一、四拾石 簗田八郎右衛門〔尉〕

一、貳拾五石 桑原縫殿助

一、三拾五石 田浦早右衛門〔尉〕

一、貳拾石 田浦市丞

合七百拾五石

惣都合千六百五石

右知行方被扶持畢、加藤主計頭相渡、以帳面請取之、全令領知、則加藤ニ致合宿、弥可抽忠勤候也、

天正十六年九月四日朱印

○原本尊經閣文庫藏。

七 豊臣秀吉朱印状写

肥後国領知方目録事、

一、四万三千八百八拾五石 玉名郡内

一、壹万貳千七百七拾六石六斗 山鹿郡

一、九千九拾六石貳斗 山本郡

一、三万貳千八百八拾四石貳斗〔參〕 飽田郡

一、壹万貳千六百五拾五石 侘广郡

一、壹万五千九百五拾石 菊池郡

一、貳万五千五百四石 合志郡

一、四万八百四石八斗 阿蘇郡

一、六千五百六拾石壹斗 蘆北郡

合拾九万四千九百拾六石

此内

千石 此内五百石今度御加増小代伊勢守

三千石 此内千石今度御加増同下総守

壹万六千石 国侍ニ被下分、

重而御朱印次第相渡、  
知行可致合宿候、

拾七万五千石 其方身究被下分、  
〔本〕

以上

天正十六年閏五月十五日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊經閣文庫藏。

八 豊臣秀吉朱印状写

播州飾東郡御蔵入目録

一、七百四拾壹石七斗 符友村〔守〕

一、七百六拾七石壹斗 いて村〔守〕

一、貳百八拾壹石八斗 のある

一、千拾八石五斗八升 さかの村

一、百貳拾七石貳斗八升 三宅村〔六無〕

一、五百七拾九石貳斗 あなし〔六無〕

一、四百五拾四石三斗 つぎの庄〔兼〕

一、三百五拾壹石 南畝村

一、五百式拾石三斗 ささみふ

一、百式拾五石三斗 めか村

一、六拾五石七斗 ふくとまり

合五千三拾式石式斗

天正十四年正月六日朱印

加藤主計頭とのへ

○同日清正は飾東郡下野田三〇〇石を宛て行われる(天理図書館蔵・紀伊徳川文書)。ここに登場する飾東郡五〇三三石二斗(六升)は、そっくりそのまま文禄三年六月五日に小出吉政に宛て行われる(※影・金井文書、『姫路市史』第八卷・『龍野市史』第五卷)。

九 榊原康政・大久保忠隣・本多正信連署状写

一書令啓上候、依筑紫主水方身上之儀、此中度々被仰入候御事多刻ニ御座候、差急ニ相究申儀不罷成候、先城者被相渡、其上理被申候様ニ被成、御尤候、貴殿御肝煎之事情間、拙者儀者何事無止つる間敷候、猶具ニ可貴意候、恐々謹言、

卯月四日 榊 式部大輔

康政(花押影)

大 相模守

忠隣(花押影)

本 佐渡守

正信(花押影)

加主計様

人々御中

○筑紫広門が関ヶ原合戦後加藤清正に降るのは慶長五年十月頃なので、翌

六年のものか。

一〇 豊臣秀吉朱印状写

書状之旨披見、家康方種々懇望之通り候間、石伯様子相尋可申候間、早々同道仕、可相越候心掛、飛脚尤候、猶木下半助可申候也、

十一月廿四日朱印

加藤虎之助とのへ

一一 豊臣秀吉朱印状写

為端午之祝儀、生絹三・帷子二到来、悦思食候也、

五月五日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

一二 豊臣秀吉朱印状写

為年頭之祝儀、太刀一腰・金子十兩到来、悦思召候、猶長東大蔵大輔・木下大膳大夫可申候也、

二月十日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本鶴岡八幡宮蔵(写・鶴岡八幡宮文書、『鎌倉市史』史料編第一)。

一三 豊臣秀吉朱印状写

為歳暮之祝儀、呉服一重到来、悦思召候、猶山中山城守可申候也、

十二月廿四日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

一四 豊臣秀吉朱印状写

為重陽之祝儀、呉服到来之、悦思召候、猶山中山城守可申候也、

九月七日朱印

加藤主計頭とのへ

一五 豊臣秀吉朱印状写

端午之為祝儀、帷子五并北政所三到来、悦思召候也、尚直可申候也、

五月二日朱印

加藤主計頭とのへ

一六 豊臣秀吉朱印状写

為端午之祝儀、生絹五到来、気悦思召候也、

五月朔日朱印

加藤主計頭とのへ

一七 豊臣秀吉朱印状写

為音信鶴二到来、悦思召候、猶長束大蔵大輔可申候也、

二月晦日朱印

加藤主計頭とのへ

一八 豊臣秀吉朱印状写

為端午之祝儀、生絹帷子五到来、悦思召候、猶長束大蔵大輔可申候也、

卯月晦日朱印

加藤主計頭とのへ

一九 豊臣秀吉朱印状写

急度被仰遣候、其方家来者共、自然逐電族於在之者、先に止、可被加御成敗候条、其通可申付候、国元へ用所於有之者、切手出、可相越候、走候族不寄誰々、一切不可相抱旨、諸国江堅被仰遣候也、

後九月廿六日朱印

加藤主計頭とのへ

○※影・鍋島文書三／吉川家文書一―七七七号／影・近江水口加藤子爵家文書一／贍・朝鮮征伐備割(毛利輝元宛)。

二〇 豊臣秀吉朱印状写

其国領知方、最前国衆江可被下とて、被揃置候内を以、千六百五石八代之者共ニ被扶持候条、御朱印旨可引渡候、并三百石賢右衛門佐、三百石大野左馬助ニ相渡し、則被限本申付、可致合宿候也、

天正十六

九月四日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本中村文書(千葉県史料中世篇諸家文書)に写真収録。阿部四郎五郎所持文書に、本文および「加藤主計頭とのへ」の包紙上書が写されている。

二一 豊臣秀吉朱印状写

肥後諸城番手之事、十月中所務等取納候迄在番可仕旨、被成御朱印候間、得其意、何も江申聞、諸事無由断可申付候也、

八月十日朱印

加藤主計頭とのへ

○影・筑紫文書／影・龍造寺文書四／小早川家文書一―三二八号。以上三

点、「在番」以下は「可申付（之）候、打続造作（之）儀候也」となっている。また、筑紫文書を除く二点は冒頭「肥後諸城番手之儀」となっている。

二二 豊臣秀吉朱印状写

為湯治見舞、道服一身中入到来、悦思召候、猶木下半助・長東大藏大輔可申候也、

八月十九日朱印

加藤主計頭とのへ

二三 豊臣秀吉朱印状写

肥後国玉名郡於高瀬津廻、能所式百石、為御藏入致取沙汰、可運上候也、

天正十六

後五月十五日朱印

加藤主計頭とのへ

○『日本歴史地名大系44 熊本県の地名』（平凡社、一九八五年）の「高瀬町」項に「豊臣秀吉朱印状写」九大文化史研究所蔵」として本文書の一部が、『玉名市史』資料篇5（編年史料三三七号、一九九三年）には九州大学九州文化研究施設蔵「阿倍氏家蔵豊太閤朱印写」として全文が翻刻されている。

二四 豊臣秀吉朱印状写

書状披見候、妻子召連、早々令下着旨、尤被思食候、依之家来之者百姓以下迄致安堵、荒地等迄致開作由、可然候、猶以守御法度之旨、諸事可申付候、委細長束可申候也、

五月廿五日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

二五 豊臣秀吉朱印状写

しつくいぬり候者、唐人・日本仁共当国ニ有之由ニ候間、早々自可差上候、不可有御断候、猶浅野彈正少弼・増田右衛門可申候也、

六月十三日朱印

加藤主計頭とのへ

○※島津家文書二一七八九号。

二六 豊臣秀吉朱印状写

書状披見候、今度伺御朱印候旨、知行方并法度以下申付之由、尤思召候、弥諸事可入精儀專一候、猶浅野彈正少弼・戸田民部少輔可申候也、

七月二日朱印

加藤主計頭とのへ

○※阿部四郎五郎所持文書。包紙上書「加藤主計頭とのへ」。

二七 豊臣秀吉朱印状写

讃州江相越、平山城生駒雅楽頭相渡由、被聞召候、就其米以下能々相改、罷帰可言上候也、

八月十七日朱印

加藤主計頭とのへ

○※阿部四郎五郎所持文書。包紙上書宛書に同じ。

二八 豊臣秀吉朱印状写力

去月廿一日之書状加披見候、其国弥令静謐、所務等取納之由、尤思召候、殊諸城普請以下丈夫申付候由聞召候、随而原田・長野・草野両三人之事、

是又申越候通被聞召候、猶長束可申候也、

○次号文書と行を空けず続いているが、次号は原本が確認できるため、本号は独立した一点の文書であり、筆写の過程で日付・署判・宛所を脱落させたものと推測される。天正十六年八月十二日付秀吉朱印状（小早川家文書一―一七九号）にて、長野三郎左衛門尉（鎮辰）・原田五郎（信種）・草野中務大輔（鎮永）を肥後に移すこと、同年かと推測される八月二十七日付秀吉朱印状（影・鍋島文書一）にて、草野中務少輔息を肥後に遣わすことが報じられているから、これらと関連すると考えられる。

二九 豊臣秀吉朱印状写

為歳暮之佳例、呉服一重到来之、悦思<sup>〔査〕</sup>召候也、

十二月十四日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

三〇 豊臣秀吉朱印状写

為音信、黄純<sup>〔純〕</sup>五卷・段子五卷到来之、差越同苗<sup>〔名〕</sup>右馬允、悦思召候、猶長束大蔵大輔・山中山城守可申候也、

十二月廿四日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

三一 豊臣秀吉朱印状写

為歳暮祝儀、呉服一重・同政所へ一重到来儀、喜悦思<sup>〔久〕</sup>食候也、

十二月十二日朱印

加藤主計頭<sup>〔との〕</sup>へ

○原本尊経閣文庫蔵。

三二 豊臣秀吉朱印状写

为重陽之祝儀、呉服二到来、悦思召候也、

八月廿七日朱印

加藤主計頭とのへ

三三 豊臣秀吉朱印状写

为重陽之祝儀、呉服一到来、悦思召候也、

九月九日朱印

加藤主計頭とのへ

三四 豊臣秀吉朱印状写

为重陽祝儀、呉服二・同北政所へ二到来之、悦思<sup>〔査〕</sup>召候也、

九月九日朱印

加藤主計頭<sup>〔との〕</sup>へ

○原本尊経閣文庫蔵。

三五 豊臣秀吉朱印状写

重陽之為祝儀、小袖壹重到来、被悦思召候、猶浅野彈正少弼可申候也、

九月八日朱印

加藤主計頭とのへ

三六 豊臣秀吉朱印状写

為曆終<sup>〔補〕</sup>之祝儀、小袖二・肩衣袴到来、悦思食候也、

十二月廿八日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

三七 豊臣秀吉朱印状写

松木柱三百本、如注文到来、懇志被悦思召候、(猶石川久五郎可申候也)

十月廿二日朱印

加藤主計頭殿へ

○原本尊経閣文庫蔵。

三八 豊臣秀吉朱印状写

此者事御近所<sup>(一)</sup>者不被為置候条、其方へ被遣之候、京都ニ母なと在之、  
請人等<sup>(二)</sup>慥<sup>(三)</sup>候間、可指置候、少も別儀無之者見無之間、懸目、堪忍分以  
下可申付候、猶民部卿法印・施薬院可申候也、(前出支以)

九月十六日朱印

加藤主計頭殿へ

○原本尊経閣文庫蔵。

三九 豊臣秀吉朱印状写

去月十八日之書状披見候、其許弥有付之由、尤被思召候、御法度以下堅  
申付之通、是又可然候、猶長束新三郎可申候也、

九月十二日朱印

加藤主計頭殿へ

○※阿部四郎五郎所持文書。包紙上書は宛書に同じ。

四〇 豊臣秀吉朱印状写

小西撰津守志岐天草之奴原令成敗ニ付、為加勢差遣佐々平左衛門之由、  
尤候、自分相越、不残申付、両嶋を首可差上旨、被仰出候、人数入候事  
候者、撰津守申次第、其方も同前可相勤候也、

十一月十一日朱印

加藤主計頭殿へ

四一 豊臣秀吉朱印状写

去月廿一日之書状、唐織之袴立付、今月十二日於相州小田原面到来、遠  
路之処悦思食候、依此表之儀、先書ニ如被仰遣候、山中守城専ニ相拵、  
丈夫ニ令普請、人数四五千人置候処、去月廿九日、中納言被仰付候得者、  
責崩、為始城主松田兵衛大夫、士卒悉討捕之、則付入ニいたし、小田原  
町二三町間取巻、堀を堀、塀柵を相かけ、二重三重ニ取籠、諸卒番所陣  
屋等、無透間町作ニ被仰付、海上之儀者警固船数千艘浮置、誠鳥の道も  
無之付而、城中無正躰、去八日夜も、下野国皆川山城守侍以下百余人引  
具、老人命を助候様ニと御託言申上候、彼ハ先年御馬・太刀をも被納候  
者儀ニ候間、其罪被成御助、家康へ被遣候、此以後者、縦北条刎首持来  
候共、老人も御助有間敷と被思食候、関東八州之物主共、不残相籠候間、  
一城ニ而関東一篇ニ被討果候事、落去雖不可量、殊ニ長陣なされ、城内  
奴原悉千殺ニ被仰付、出羽奥州日之本之果迄も相改、仕置等堅可被仰付  
候、猶浅野彈正少弼可申候也、

卯月十二日朱印

加藤主計頭とのへ

○※贈・加藤文書。

四二 豊臣秀吉朱印状写

壬五月廿五日書状披見候、其許弥相静之由、可為其通候、諸城普請主目  
等儀、入念申付候段、尤候、其国事先書被仰遣、小西・某兩人ニ分知方  
宛行置、相守之旨、人数相集、諸事無由断可申付儀肝要候、有付候上ニ  
而、在番人志様をも相中、堀之儀、可被意至と、又不入をハ破者之所も  
可有之も、小西にも此通申聞、万事追々可致言上候也、

六月十三日朱印

加藤主計頭とのへ

○※阿部四郎五郎所持文書。包紙上書は宛書に同じ。

四三 豊臣秀吉朱印状写

関東御陣為見舞、使者殊ニ筒腹一・帷子百到来、遠路切々懇志思召候、依此表之儀、弥無残所被仰付候、武州鉢形城北条安房守居城ニ被押詰、則可有御成敗と被思召候処、命之儀被成御助候様ニと御託言申上ニ付、在方城被請取候、安房守剃髮山林候、同国八王寺城要害堅固ニ付、敵歴々之者共余多楯籠候処、越後宰相中将・加賀宰相・越後侍従・木村常陸介・山崎志摩守ニ被仰付、去廿三日即時責崩、悉討果、大將分十人、其外式千余討捕之、討捨追討等不知其数候、妻子足弱迄も悉被加御成敗候、同国忍城之儀、浅野彈正少弼・石田治部少輔ニ佐竹・結城・宇都宮・多賀谷・水谷・真田・佐野以下被仰付、水責仕候、城中夕様々御託言雖申上候、不被聞召入候ニ付、井城ハ家康内本田・鳥居・平岩ニ被為取巻候、葦山之儀ハ北条美濃守此間中御託言申上候、彼者事最前上洛仕、被成御覽候故、不便ニ被思召、命被成御助候、剃頭、高野ニ栖候、然者小田原一城落居不可有程候、城内下々計略申分色々雖有之、不被入聞召候、悉可被干殺御覺悟候、弥以出羽奥州迄平均靜謐候、伊達・山方・南部以下令参拜候、当表被成御仕置、至于会津被移御座、当国御掟堅可被仰出候、随而高麗人渡海之由ニ候、着岸次第可召具旨、小西かたへ被仰出候、其方之儀馳走專一候、猶増田右衛門尉可申候也、

六月廿八日朱印

加藤主計頭とのへ

四四 豊臣秀吉朱印状写

去月六日書状、去三日被加御披見候、依小田原之儀、弥丈夫ニ仕寄等被仰付候、依之城中続夜日及難堪、欠落候輩雖有之、於其端被加御成敗、又ハ被追返候間、上下被為干殺を相待迄候、昨夜和田家来之者百余、家康江相理、小屋く、二火を掛、走出候、雖可被成誅罰、家康江兼々心合候由候条、被助置之候、関八州之儀、城々悉相渡候、其内岩付・鉢形・八王寺・忍・持井、何も命者被相助候様ニと北条安房守御託言申上候へ共、不被入聞召、右之内武州岩付ハ北条十郎城ニ而候、八州ニ而用害堅固之由被聞召及、可然所より先可責干之旨被仰遣、則木村常陸介・浅野彈正少弼・山崎・岡本、家康内本多・鳥居・平岩以下式万余、岩付へ押寄、即時ニ外構共被破、千余討捕之、本城一之門江相付候、然者城中可然者大略討死ニて、残者町人百姓、其外妻子類迄ニ候、十郎者小田原ニ在之間、命之儀被為助候様ニと申上候条、城受取渡被仰出候、十郎妻子を初、悉被召籠置候、死残候者長度者同前候、八州城々小田原ニ籠城之者、妻子共何も右之分へ、其趣小田原へ相聞、弥令難儀、無正躰旨、欠落之者申候、安房守儀不打置、被成御助候様ニと歎申、既鉢形江者越後宰相中将・加賀宰相・浅野・木村を初、五万余被發向候、忍城江者石田治部少輔ニ佐竹・宇都宮・結城・多賀谷・水谷・佐野・天徳寺被相添、以二万余可取巻旨、雖被仰出候、脇ニ仕候岩付城被加御成敗上者、命計相助、城可請取旨被仰遣候、奥両国面々不殘参拜、其内伊達参上仕候、彼手前之儀、此頃押領之地可返上由、堅被仰出、御請申候、弥不相替可被成御対面候、将亦葦山ニ後端城五ツ乗取之候、日々夜々仕寄、無由断被仰付候間、落居不可有程候、猶山中橋内可申候也、

六月七日朱印

加藤主計頭殿へ

○※贍・加藤文書。



四五 豊臣秀吉朱印状写

兼而染筆候、中納言山中城江今日廿九日取掛、則午刻乘崩、城主之事者不及申、首千余討捕、其外追打不知数、然者明日朔日箱根山峠江為陣取、至小田原内可手遣候条、落居不可有程候、尚追々吉左右可申聞候也、

三月廿九日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本名古屋博物館所蔵(写・名古屋博物館所蔵文書一)。一緒に軸装されている文書によれば、本文書は川村正平氏旧蔵にかかり、明治二〇年杉孫七郎氏に譲与されたとみられる。なお上二九号参照。阿部四郎五郎所持文書所収。包紙上書は宛書におなじ。

四六 豊臣秀吉朱印状写

為御陣見廻鉛千斤到来、遠路懇志悦被思食候、仍小田原之儀、先書如被仰遣候、北条氏政・同陸奥守被為刎首、則京都江被差上候、然者出羽・奥州之儀、弥堅為可被仰付、明日十七日至会津被成御座候、急度被明御隙、可被納御馬候間、得其意、可罷上候、猶長束大藏大輔可申候也、

七月十六日朱印

加藤主計頭とのへ

○影・柏原文書(幕末明治期の蘭方医柏原学而氏蔵、明治三四年三月寄贈とあり)。

四七 豊臣秀吉朱印状写

去月廿六日書状、今日廿日到来、加披見候、関東内事、弥属一篇候、北条一類被作命助候様ニと、種々雖令懇望候、不相免候、取狭可刎首事、不可有程候、尚増田右衛門尉可申候也、

五月廿日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

四八 豊臣秀吉朱印状写

急度被仰遣候、昨日十一日、北条氏政・同陸奥守刎首、則剩京都江被差上之候、氏直事ハ家康依為縁者、助一命候、然者奥州・出羽御置目為可被仰付、来ル十七日至于会津被移御座候、頓而有御帰洛候条、可遂参上候、猶山中橋内可申候也、

七月十二日朱印

加藤主計頭とのへ

○※贍・加藤文書。

四九 豊臣秀吉朱印状写

為端陽祝儀、生絹帷子五并帶二筋、遠路到来、悦被思食候、仍関八州諸城共、或責崩、或明渡、悉被任御存分、出羽・奥州迄一篇相濟候、北条一類小田原一城取籠之条、早速乘崩、雖可被刎北条首候、御人数之内一人成とも手負死人有之者、如何と被加御思惟、則取巻、堀・柵・土居等丈夫ニ被仰付、海上者警固船数千艘浮置候、依之自城中鳥之通も無之様、可被作干殺候間、小田原落居一途候間、可被為御座居御覚悟候、猶増田右衛門尉可申候也、

五月十三日朱印

加藤主計頭とのへ

○※贍・加藤文書。

五〇 豊臣秀吉朱印状写

此表様子為可聞届、飛脚付置之由、尤悦被思食候、先書如被仰遣、去月廿七日至三枚橋、被成御着座、翌日三山中葦山躰被及御覽、廿九日三山

中城中納言被仰付、則時<sup>(ナシ)</sup>被責崩、城主松田兵衛大夫を始、千余被打捕候、依之箱根・足柄、其外所々出城數十ヶ所退散候条、付入<sup>(二)</sup>小田原<sup>(一)</sup>押寄、五町十町取巻候、一方ハ海手、警船<sup>(四)</sup>を寄詰候、三方以多人数取廻、則堀・土手・堀・柵<sup>(三)</sup>下被仰付置候、北条首可勿事、不可有幾程候<sup>(五)</sup>猶様子者不可氣遣候、次<sup>(二)</sup>葦山儀<sup>(一)</sup>も付城・堀・堀・柵出来候、是又可被干殺候、委細長東大蔵大輔可申候也、

四月八日朱印

加藤主計頭とのへ

○※贍・加藤文書。原文書は、明治二十年(一八八八)頃、上一号・下一号とともに阿倍氏から高藤三郎氏に譲渡されたという(前稿注7徳川A論文)。

「豊閑白朱印写」(中扉内題)

五一 豊臣秀次朱印状写

去月十五日書状、委細被加披見候、仍而其国弥静謐之由、尤珍重候、如申越、来年至名古屋可令出馬候条、節々其元之儀可申越候、寔遠路入精、度々注進被悦思召候、猶駒井中務可申候也、

卯月十六日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本大阪城天守閣蔵(写・大阪城天守閣所蔵文書七)。

五二 豊臣秀次朱印状写

遠路差上使者、閏九月廿二日之書状、被加披見候、殊ニ高麗鶴五到来、志事悦思召候、弥其国之儀静謐之由、尤候、併面々諸廉入念申付候故候、誠打続長々苦勞不被及是非候、猶駒井かたより可申候也、

十一月五日朱印

加藤主計頭とのへ

五三 豊臣秀次朱印状写

其国相残在番、寔苦勞之儀被察候、雖無差儀、被遣使者候、此頃尚以静謐之由、尤候、次<sup>(二)</sup>小袖<sup>(一)</sup>重・道服<sup>(三)</sup>一被遣之候、遠路之間御志之驗計候、猶重而可被仰遣候也、

十一月四日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

五四 豊臣秀次朱印状写

遠路差越使者、九月廿日之書状、委細被加披見候、其国之様子具被聞召届候、寔精々入躰、別而被悦思召候、其方事先手故、取分方々相働由、氣遣苦勞之段察思食候、然而所々静謐之由、併仕置念<sup>(二)</sup>入申付候、次おらんかいの弓二張到来、志事悦入候、猶重而可被仰遣候也、

十二月十五日朱印

加藤主計頭とのへ

五五 豊臣秀次朱印状写

為年頭祝儀、差上使者、殊太刀一腰・馬代金子十両到来、遠路志事被悦思召候、寔其国累年在番、打続苦勞之段、被察思召候、旧冬節々其表様子申越事、被悦思召候、猶駒井中務少輔可申候也、

二月十八日朱印

加藤主計頭とのへ

五六 豊臣秀次朱印状写

為見廻去月十五日差越使者、書状并其国之白鳥一到来、寔毎度彼是志事、被悦思召候、次其表弥静謐之由、尤候、尚駒井中務少輔可申候也、

十二月十九日朱印

加藤主計頭とのへ

五七 豊臣秀次朱印状写

其国為見舞、被差遣使者候、寔遠路長々在陣、氣遣苦勞之段、被察思召候、弥静謐之由、併仕置以下別而其方入念申付故三候、尚様子被聞召度候也、

九月八日朱印

加藤主計頭とのへ

○写・中川家文書三／小早川家文書一―三〇七号／毛利家文書三―九九九号／吉川家文書一―八二三号／写・名古屋博物館所蔵文書一（宗義智宛）／写・立花文書三／成實堂古文書片桐文書（同日付で清正宛以外はほぼ同内容）。

五八 豊臣秀次朱印状写

其国之様子為可申越、差上使者、去月廿一日之書状、委細被加披見候、并高麗鶴一・雁五到来、寔遠路志事被悦思召候、次其表無別条之由被聞召届候、珍敷事於有之者可申上候、猶駒井中務かたより可申候也、

十月廿二日朱印

加藤主計頭とのへ

五九 豊臣秀次朱印状写

為歳暮祝儀、高麗白鳥一・鶴二到来、遠境志之事、別而悦思召候、次其

国弥無別条静謐之由、尤候、寔長々在番、氣遣苦勞之段被察候、委曲者駒井中務少輔かたより可申候也、

正月五日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本徳川美術館蔵（徳川A論文に写真・釈文掲載）。

六〇 豊臣秀次朱印状写

其表之様子為注進、三月廿一日書状、殊差上使者申越候通り、具被聞召届候、遠路入精段、被悦思召候、最前番船順雖出之、指儀無之由、弥可為静謐と被察候、次其国之白鳥二到来、寔水上之志事悦入候、累年在陣苦勞之段、被察思召候、猶駒井中務少輔可申候也、

五月朔日朱印

加藤主計頭とのへ

六一 豊臣秀次朱印状写

為見廻被仰遣候、仍其国累年在番、苦身之段被察候、弥静謐之由、尤候、寔遠路節々差上使者、其許被申越事、被悦思召候、次道服一・帷子三被遣之候、猶重而可被仰聞候也、

六月廿四日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

六二 豊臣秀次朱印状写

為見廻被仰遣候、長々在陣、殊ニ其方先手に候之間、昼夜苦勞之段、被察思食候、其国之様子彼是可申越候、仍而帷子五被遣之候、猶追々可被仰遣候也、

卯月九日朱印

加藤主計頭とのへ

○写・名古屋市博物館所蔵文書一（宗義智宛）／小早川家文書一―三―一  
号／大阪城天守閣所蔵加藤文書（加藤嘉明宛、写・大阪城天守閣所蔵文  
書七）／毛利家文書三―一〇〇三号／影・亀井文書坤／写・中川家文書  
三／影・水野文書／浅野家文書七五号（浅野幸長宛）／上杉家文書二―  
八五四号／久留島家文書／譜牒余録（片桐且元宛）（以上、同日付だが相  
互に異同が大きく、煩雑になるため対校は省略した）。

六三 豊臣秀次朱印状写

為七夕祝儀、遠路差越使者、殊生絹三到来、寔志事被悦思召候、弥其国  
静謐之由、尤候、累年在番、苦勞之段尤被察候、此方用事可申越候、猶  
駒井中務少輔可申候也、

七月十日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本中村文書（千葉県史料中世篇諸家文書）。

六四 豊臣秀次朱印状写

為年頭之祝儀、差越松下孫左衛門、書状、殊太刀一腰・馬代銀子五枚并  
角鷹一居到来、遠路志之事被悦思召候、次其国弥静謐之由被聞召届候、  
誠累年在陣、苦勞之至候、於此方用事候ハ、可申越候、委細駒井中務少  
輔可申候也、

三月三日朱印

加藤主計頭とのへ

六五 豊臣秀次朱印状写

最前自此方差越使者刻、白鳥一到来、志之事寔被悦思食候、委細駒井中

務少輔可申候也、

十二月廿一日朱印

加藤主計頭とのへ

○※阿部四郎五郎所持文書。包紙上書「賀藤主計頭とのへ」。

六六 豊臣秀次朱印状写

為見廻被差越使者候、依而其表弥静謐事候哉、累年苦勞之段被察候、誠  
度々注進、悦思召候、此方珍敷事無之候、於同篇も用之儀可申越候、次  
小袖四被遣候、猶駒井可申候也、

八月廿七日朱印

加藤主計頭とのへ

○島津家文書一―四―一―号（義弘宛）／写・永吉島津文書三（家久宛）／  
鍋島家文書（影写本鍋島文書に未収録。『佐賀県史料集成』三、八五号）  
／写・立花文書二／影・高橋文書／吉川家文書一―八二―五号／写・名護  
屋城博物館所蔵文書（宗義智宛）（以上、同日付だが相互に異同が大きく、  
煩雑になるため対校は省略した）。